

令和4年度第3回摂津市個人情報保護審議会会議録

日 時：令和5年2月9日（木） 午前10時00分開会
午前11時05分閉会

場 所：摂津市役所消防本部3階大会議室
出席委員：米田会長、小林委員、鷹家委員、安田委員
担 当 課：上下水道部料金課
事 務 局：総務部情報政策課

1. 議題

(1) 諮問事項

水道料金等収納事業の実施に係る納付者情報の外部提供について

(2) 報告案件

個人情報保護法の改正に伴う対応について

2. その他

1 (1) . 議題

<水道料金等収納事業の実施に係る納付者情報の外部提供について>

会 長 水道料金等収納事業の実施に係る納付者情報の外部提供について、担当課から説明をお願いします。

担当課 令和5年4月頃から、水道料金や支払状況の照会が可能な水道ポータルサイトをWEB上に開設する予定である。WEB上での照会を希望する市民は、ID及びパスワードを含む利用者登録を行い、同サイトまたはアプリからログインすることで24時間照会可能となる。当事業は、水道料金や支払状況の情報を保持している現行の水道システムと同サイトをオンライン結合することで実現する。また、令和5年9月頃からは、同サイト内でクレジットカード決済を開始する予定である。
同サイトを開設するにあたり、クラウドサービスとしてAWSを採用する。
利用者登録を行った市民に対し、市民本人の個人情報及び、水道料金や支払状況の情報を水道ポータルサイト経由で外部提供することについて諮問したい。

会 長 質問のある委員はいるか。

委 員 市民の希望により任意で登録したものであっても、個人情報の取り扱いについて市側で安全性を担保する必要がある。システム上での安全性は担保されているように思うが、個人情報を取り扱う事業者に対し、人的セキュリティはどのように担保しているのか。例えば、契約書で摂津市のセキュリティポリシーに沿った監査や研修に関する内容は含まれているのか。

担当課 同サイトの構築にあたり、LGWAN-ASPの利用を予定している。LGWAN-ASPは、セキュリティに関して厳しい審査を通過した事業者でないと利用することができない。また、AWSについても、デジタル庁のガバメントクラウド等で採用実績があり安全性が担保されている。

委員	システム上での安全性については問題ないように思うが、人的セキュリティの観点ではどうか。 昨今のニュースで取り上げられている連続強盗殺人事件では、背景に個人情報の流出が関連している。氏名や電話番号のみの流出であっても、悪意を持った人間が知り得た情報を元にアンケートを実施する等し、次のリスクに繋がることが考えられる。 人的セキュリティにおける安全性の担保についてお聞きしたい。
会長	言い方を変えると、委託先の管理についての話であると思うが、そういう観点ではどうか。
担当課	契約する民間事業者とは、本契約と合わせて秘密保持契約を結び、安全性を確保する。
会長	尼崎市のUSBメモリ紛失事故では結果的に情報漏洩の兆候はないという判断が出たが、同様の事故を発生させないためにも委託先管理をしっかり行っていただきたい。
担当課	契約期間中だけではなく契約終了後であっても、委託先から個人情報が漏洩しないよう管理する。
事務局	秘密保持契約について補足させていただくと、従事者に対する教育や秘密情報の取扱状況についての報告義務や立入調査、廃棄の際の立会い等の規定が含まれている。 本契約と合わせて秘密保持契約を締結することで、委託先の管理を徹底する。
委員	市民の水道料金は毎月公開されるのか。 また、市民の細かい情報が全てWEB上に公開されるのか。
担当課	水道料金については、料金が確定次第随時公開する。 公開する情報は水道料金及び支払状況等の限定したものであり、ログインしている市民本人の情報のみ確認することができる。利用者登録を行った市民は、従来の紙ベースの検針票に加え、WEB上で24時間水道料金及び支払状況の確認ができるようになる。
委員	水道ポータルサイトの利用を希望する市民が、同サイト上で利用者登録を行う際、利用目的等の文章は画面に表示されるのか。
担当課	画面上に利用目的や注意事項等を表示する。それらを確認し、利用を望まない市民は、その時点でキャンセルすることができる。
会長	他に質問がないようであれば表決を行う。水道料金等収納事業の実施に係る納付者情報の外部提供について、賛成の方は挙手をお願いします。 (委員4名全員挙手) 全員が賛成ということで、水道料金等収納事業の実施に係る納付者情報の外部提供について、審議会の意見としては「妥当」とする。
会長	事業を委託する業者における情報セキュリティ対策の徹底及び確認については、対応願いたい。
1 (2) .	議題 ＜個人情報保護法の改正に伴う対応について＞
会長	個人情報保護法の改正に伴う対応について、事務局から説明をお願いします。

事務局 令和3年5月に個人情報の保護に関する法律が改正され、従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体等にそれぞれ分かれていた規律が個人情報保護法に一本化された。合わせて、個人情報保護委員会が全体を所管することとなった。市町村においては団体ごとに条例が定められていたが、今後は個人情報保護法を施行するための条例を制定することになる。

社会全体でデジタル化が進んでいる中で、個人情報の保護とデータ流通の両立が求められているが、団体ごとに運用が異なっていたり保護水準を満たさない団体が存在したりすることにより両立に支障が見受けられたことが、一本化されることになった背景としてある。

国の行政機関及び独立行政法人等は令和4年4月より改正個人情報保護法の適用を受けているが、地方公共団体等においては令和5年4月1日から法の適用を受けることになる。そこで、本市においても現行の摂津市個人情報保護条例を廃止し、個人情報保護法を施行するための条例を新たに制定する必要がある。

事務局 続いて、個人情報保護法の改正による市への影響について説明する。

まずは、個人情報ファイル簿の作成公表について説明する。
個人情報ファイルとは、行政機関で保有している個人情報について、事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を容易に検索できるよう整理したものであり、システムで管理されている情報やエクセル等で整理された情報、氏名の五十音順に並べられた紙媒体の情報等が含まれる。行政機関がどのような個人情報を保有しているのか、及び、その概要等を明らかにすることにより透明性を図ることができる。また、市民にとっても、自身に関する情報の利用実態を的確に把握できるというメリットがあり、作成公表が義務付けられている。

参考として、「総務省が作成公表している個人情報ファイル簿」（配布資料）を確認いただきたい。市の対応としても、このような個人情報ファイル簿を作成し、令和5年4月1日以降に遅滞なく公表する必要がある。

現行の条例で定めている個人情報取扱事務届出書では、対象人数に関わらず作成するものとしているが、改正個人情報保護法の規定では1,000人未満の場合は作成公表が義務付けられていない。本市としては、従来の保護水準を維持する観点から、対象人数が1,000人未満であっても作成公表するよう施行条例で定めることとする。

事務局 続いて、行政機関等匿名加工情報について説明する。
行政機関等匿名加工情報とは、特定の個人を識別できないよう、かつ、復元できないよう個人情報を加工したものをいう。民間の研究機関等に行政機関等匿名加工情報を提供することで、より利便性の高いサービスの開発やイノベーションを生み出すことが期待されている。具体的には、ポイントカードの購買履歴データや交通系ICカードの乗り降りの履歴データを活用し、新たなサービスが生み出された事例がある。

事務局 行政機関等匿名加工情報の提供にあたっては、まず、地方公共団体から事業者等に向けて提案募集を行う。行政機関等匿名加工情報の提供を希望する事業者等は、地方公共団体に対し利用目的等の提案を行う。地方公共団体は提案内容を審査し、審査基準に適合すると認めるときは、手数料の納付と契約締結を経て、行政機関等匿名加工情報を提供するという流れになる。

参考として、「匿名加工情報の加工例」（配布資料）を確認いただきたい。
あくまでサンプルになるが、どのように個人情報が加工されるのかを表したものである。個人情報保護委員会が定めた加工基準に則り、氏名、住民票コード、システム内部で保管している管理用ID等を削除する。また、「116歳」のような個人を特定できるような情報も合わせて削除する。

事務局 行政機関等匿名加工情報の提案募集について、令和5年4月時点において都道府県及び政令指定都市では義務化されているが、その他の地方公共団体では任意とされている。また、提案募集の事例自体も数件しかない状況である。
そのため、本市の対応としては、契約手数料については現時点では施行条例に規定しないこととする。今後は都道府県及び政令指定都市の運用事例を研究したり、動向を調査したりした上で検討していきたい。

事務局 最後に、今後の審議会について説明する。
改正個人情報保護法では、「条例で定めることにより、個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞くことが特に必要と認める場合は、審議会に諮問することができる」とある。
一方で、個人情報保護委員会が提示しているガイドラインやQAには、「個別の案件ごとに審議会に諮問することは、改正個人情報保護法における一元化という趣旨に反する」「個別の案件について審議会に諮問するといったことを条例に定めてはならない」とある。また、「判断に困った場合には、個人情報保護委員会に技術的な助言や情報の提供を求め、受けることができる」とある。

本市の対応としては、個人情報の適正な取り扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聞く必要がある場合に適宜審議会に諮問することができるよう、審議会への諮問について施行条例に定めることとする。

具体的な内容については、個人情報保護委員会が提示しているガイドラインやQAで示されている通り、

- ・新条例の改正又は廃止に関すること
 - ・安全管理措置の基準に関すること
 - ・その他、個人情報の取り扱いに係る運用上の細則に関すること
- となる。

これまでは、個人情報の収集や提供、オンライン結合のような個別の案件ごとに審議会を開催していたが、今後はそのようなケースにおける開催は行わないこととなる。

事務局 続いて、「摂津市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の概要」（配布資料）を確認いただきたい。
現行条例において摂津市個人情報保護審議会の設置の根拠を定めているが、当条例自体が廃止となるため、今後は、配布資料の通り摂津市附属機関に関する条例に設置の根拠を定めることになる。任期については、残任期間を引き継ぎ、令和6年9月30日までと設定させていただく。

説明は以上である。

会長 3点確認させていただきたい。

1点目について、行政機関等匿名加工情報の提案募集は行わないとのことだが、運用等について条例での規定も行わないということか。行政機関等匿名加工情報を利用したいと個別に申し出があった場合は、どのように対応するのか。

2点目について、審議会で行き扱う内容に関して「その他、個人情報の取り扱いに係る運用上の細則に関すること」とあるが、現時点で想定されている細則等はあるのか。

3点目について、今後審議会での諮問が不可となる「個別の案件」とは、各事務で行き扱う個人情報の収集や提供等についての個別の案件でよろしいか。

事務局 1点目については、運用等に関する規定は行わない。今後は法律に照らした判断が必要になってくる。判断に迷うような場合は、個人情報保護委員会に確認することも一つの方法であると考えている。

2点目について、現在、個人情報保護委員会が提示しているガイドラインやQA、法令に従いながら、安全管理措置についての具体的な手法やルールを作成している。この場で申し上げることはできないが、今後、そのようなルールに関する部分で諮問させていただきたい事柄が出てくるものと考えている。

3点目について、ご認識の通りである。

委 員 個人情報ファイル簿について、個人情報そのものが記載されることはないか。

事務局 そのようなことはない。

会長 対象人数が1,000人未満である事務であっても個人情報ファイル簿を作成公表することだが、件数が多く運用が煩雑になるのではないか。また、確定申告等の事務を行う際には一時的に個人情報をコピーして利用することになると思うが、そういった事務も全て対象となるのか。

事務局 現在、個人情報ファイル簿の作成について担当課に依頼しているが、問い合わせがあった際には随時フォローし、運用を支えていくようにする。個人情報を一時的に利用するような場合や1年以内に消去するような場合については、個人情報ファイル簿の作成が不要である。

会 長 他に質問がなければこれで終了とする。

2. その他

次回開催について、今年度は緊急の案件がない限り開催予定はない。次年度については、諮問が必要な案件が発生次第の開催とする。

個人情報保護審議会への諮問書

撰上料第 74 号
令和 5 年 1 月 4 日撰津市個人情報保護審議会
会長 米田 宗義 様

撰津市長 森山 一 正

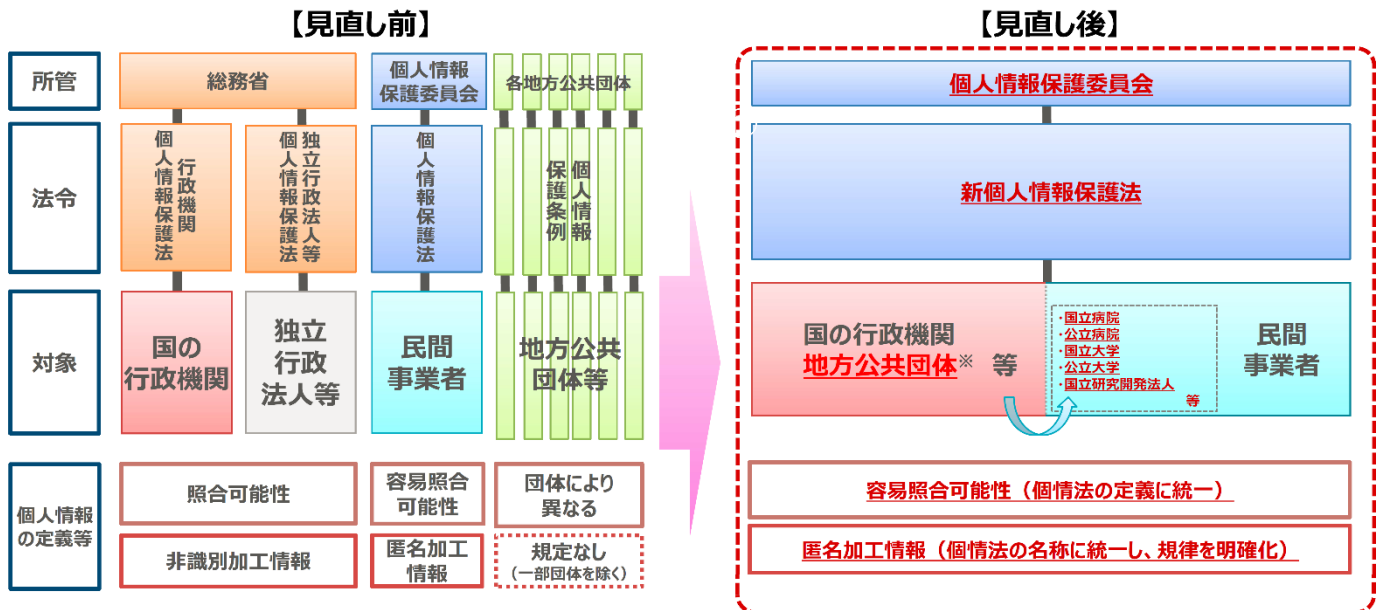
撰津市個人情報保護条例の規定により下記の内容について、諮問します。

個人情報を取り扱う 事務の名称	水道料金等収納事業
該当事項	<input type="checkbox"/> 要配慮個人情報の収集等（条例第 7 条第 2 項） <input type="checkbox"/> 本人以外からの収集（条例第 8 条第 2 項第 6 号） <input type="checkbox"/> 目的外利用等（条例第 9 条第 1 項第 5 号） <input checked="" type="checkbox"/> オンライン結合による外部提供（条例第 9 条第 3 項） <input type="checkbox"/> その他
該当事項 となる理由	通信回線を用いた電子計算機その他の情報機器の結合及び実施機関が保有する保有個人情報を実施機関以外の者が随時入手することができる状態にする業務であり、撰津市個人情報保護条例第 9 条第 3 項により、審議会の意見を聴かなければならないため。
担当課	上下水道部料金課
備考	

個人情報保護に関する法律の改正について

1. 全体像

令和 3 年 5 月に個人情報保護に関する法律（以下「法」という）が改正され、従来、国の行政機関、独立行政法人等、民間事業者及び地方公共団体にそれぞれ分かれていた規律が、個人情報保護法に統合され、個人情報保護制度についての全体の所管が国の個人情報保護委員会に一元化される。



出典：個人情報保護委員会 HP（一部編集）

令和 5 年 4 月 1 日からは、地方公共団体にも同法が直接適用されることとなるため、現行の摂津市個人情報保護条例（現条例）を廃止し、同法から条例に委任された事項、条例で定めることが許容された事項を規定する、個人情報保護法施行条例（新条例）を新規制定する。

2. 改正法の施行に伴う対応について

① 個人情報ファイル簿の作成・公表

<概要>

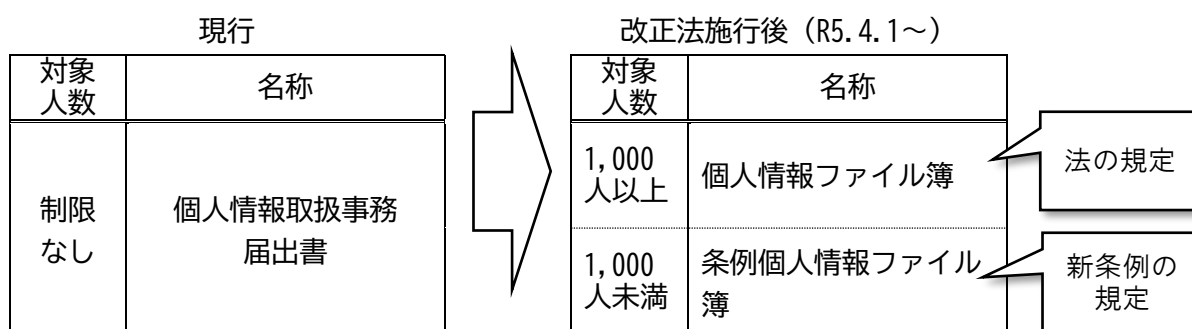
「個人情報ファイル」とは、一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を検索することができるよう体系的に構成した情報の集合体をいう。

それらの利用の実態を的確に把握するための仕組みとして、「個人情報ファイルの名称」、「利用目的」、「記録項目」などの事項を記載したものが「個人情報ファイル簿」であり、法改正により、地方公共団体においても「個人情報ファイル簿」の作成・公表が義務付けられた。

<対応>

法で作成・公表を義務付けられた個人情報ファイル簿について作成・公表を行う。また、本人の数が1,000人未満となる個人情報ファイル簿については作成・公表の対象外とされているが、従来からの本市の保護水準を維持するため、新条例において、本人の数が1,000人未満のケースを規定し、公表・作成を行う。

これまで、現条例の規定により作成・縦覧に供している「個人情報取扱事務届出書」については、法及び新条例で規定する個人情報ファイル簿を作成・公表することにより、本市が保有する個人情報の存在及び利用の実態を明らかにすることができるため、廃止する。



② 行政機関等匿名加工情報

<概要>

「行政機関匿名加工情報」とは、行政機関において特定の個人を識別することができないように個人情報を加工し、当該情報を復元できないようにした情報をいう。

民間の研究機関等に行政機関等匿名加工情報を提供することで、より利便性の高い商品やサービス開発に役立てられることが期待される。

改正法の施行時点では、行政機関における匿名加工情報の提案募集は、都道府県及び政令指定都市に適用され、他の地方公共団体においては、当分の間、任意とされている。



出典：個人情報保護委員会 HP

<対応>

都道府県及び政令指定都市以外の地方公共団体においては、行政機関匿名加工情報の提案募集について任意とされていること、また、匿名加工情報の提案募集は事例が少ない

く、更なる事例やノウハウの研究が必要であることから、本市としては行政機関等匿名加工情報の利用に関する規定は定めないこととする。

今後は、都道府県や政令指定都市の運用事例や近隣自治体の動向等を調査したうえで必要性を検討する。

③ 摂津市個人情報保護審議会

<概要>

本市個人情報保護審議会はこれまで、個人情報の収集、利用及び提供、オンライン結合等について調査・審議を行ってきた。

法において、条例で定めるところにより、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、審議会等に諮問することができる旨が規定されている。

一方で、個別の案件の法に照らした適否の判断について審議会に諮問を行うことは、法の規律と解釈の一元化という法の趣旨に反するとされ、これまでのように個人情報の収集、利用及び提供等について、類型的に審議会への諮問を要件とする条例を定めてはならないとされている。

個人情報保護制度における地方公共団体に対する規律については、その解釈運用・監視監督を個人情報保護委員会が一元的に担うとされており、地方公共団体は必要な情報の提供又は技術的な助言を求めることができるとされている。

<対応>

市として個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、摂津市個人情報保護審議会に諮問することができるよう新条例に定める。

新条例に諮問事項として規定するもの

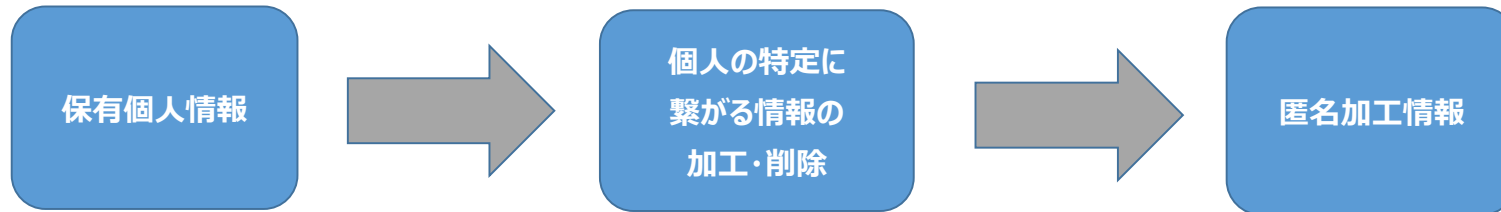
- 新条例の改正又は廃止に関すること
- 法第 66 条第 1 項の規定による安全管理措置の基準に関すること
- その他、市の機関等における個人情報の取扱いに係る運用上の細則に関すること

(例) 総務省が作成及び公表している個人情報ファイル簿

マイナポイント利用者ファイル

行政機関の名称	総務省
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	自治行政局マイナポイント施策推進室
個人情報ファイルの利用目的	マイキープラットフォームを活用したマイナポイントの申し込みを受けマイキーIDを発行し、マイナポイント付与の権利確定を行うなどのマイナポイント利用者の情報管理に利用する。また、異なる決済サービスへ誤って申し込んだ場合などには、氏名、郵便番号、住所及び電話番号の申告を受け、本人確認などの対応に利用する。
記録項目	1 マイキーID、2 氏名（イレギュラー時における本人確認のみ）、3 郵便番号（イレギュラー時における本人確認のみ）、4 住所（イレギュラー時における本人確認のみ）、5 電話番号（イレギュラー時における本人確認のみ）、6 利用者証明書シリアル番号、7 利用者登録番号、8 決済サービス利用者ID、9 決済サービス利用者セキュリティコード、10 精算時ユーザID、11 申込処理番号、12 再申込申請番号、13 残マイナポイント、14 公開用登録サービス名称、15 公開用登録サービス名称（カナ）、16 ポイント名称、17 ポイント名称（カナ）、18 対象決済、19 対象決済（その他）、20 付与頻度、21 付与頻度累積額、22 付与頻度（その他）、23 付与タイミング、24 付与タイミング（その他）、25 決済サービス区分
記録範囲	マイナポイント申込者
記録情報の収集方法	マイナポイント申込者の申請
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	-
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	(名称) 総務省大臣官房総務課 (所在地) 〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2
訂正及び利用停止に関する他の法令（法律又はこれに基づく命令）の規定による特別の手續等	-
個人情報ファイルの種別	法第60条第2項第1号（電算処理ファイル）
令第20条第7項に該当するファイル	なし

匿名加工情報の加工例



個人情報に復元できない

【加工前】			【加工後】	
氏名	摂津 太郎	氏名を削除	氏名	削除
住所	奈良県奈良市 x x - x x - x x	住所を〇〇県△△市に置き換え	住所	奈良県奈良市
生年月日	平成12年3月4日	生年月日を削除	生年月日	削除
申請日	令和4年3月21日	申請年月日を申請年月に置き換え	申請日	令和4年3月
住民票コード	12345678901	住民票コードを削除	住民票コード	削除
管理用ID	987654	管理用IDを削除	管理用ID	削除
病歴	〇〇〇病	症例数の極めて少ない病歴を削除	病歴	削除
年齢	116歳	年齢が「116歳」という情報を「90歳以上」に置き換え	年齢	90歳以上
位置情報	11.1111111, 22.2222222	自宅や職場などの位置情報を削除	位置情報	削除

摂津市個人情報の保護に関する法律施行条例（案）の概要

1 市の機関等

本条例の適用を受ける機関（議会以外の市の機関及び財産区）を「市の機関等」と定義することとした。

2 条例個人情報ファイル簿

個人情報の保護に関する法律第75条第1項の規定により1,000人以上の個人情報ファイルについて個人情報ファイル簿の作成及び公表が義務づけられたが、1,000人未満の個人情報ファイルについても、個人情報ファイル簿の作成及び公表を義務づけることとした。

3 開示請求、訂正請求及び利用停止請求の手続

開示請求書、訂正請求書及び利用停止請求書については、個人情報の保護に関する法律に定める事項のほか、市の機関等が定める事項を記載することができることとした。

4 開示決定等の期限に関する特例

市の機関等が行う開示決定等の期限については、個人情報の保護に関する法律上、開示請求のあった日から30日以内（期限延長後は60日以内）とあるが、これを15日以内（期限延長後は30日以内）に短縮することとした。

5 開示請求に係る手数料等

個人情報の保護に関する法律第89条第2項の規定により納めなければならない開示請求に係る手数料の額は、0円とした。ただし、写し等の交付を受ける者は、写し等の作成及び送付の費用を負担しなければならないこととした。

6 審議会への諮問

市の機関等は、本条例の改正又は廃止に関すること等について、個人情報の適正な取扱いを確保するため専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要であると認めるときは、摂津市個人情報保護審議会に諮問することができることとした。

7 施行期日

本条例は、令和5年4月1日から施行させることとした。

8 摂津市個人情報保護条例の廃止

摂津市個人情報保護条例は、廃止することとした。これに伴い必要な経過措置を設けることとした。

9 摂津市附属機関に関する条例の一部改正

摂津市個人情報保護条例の廃止に伴い、同条例において設置されていた摂津市個人情報保護審議会を、摂津市附属機関に関する条例（昭和44年摂津市条例第26号）で改めて設置することとした。

10 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正

摂津市個人情報保護条例の廃止に伴い、同条例において設置されていた摂津市個人情報保護審査会が廃止されることとなったため、個人情報保護審査会の委員報酬を廃止することとした。